

医療法人葵会 葵会北診療所

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

(2015年7月1日)

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、ご利用になられる _____ さんへの当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人葵会
主たる事業所の所在地	京都市北区紫野上築山町32
法人種別	医療法人
法人代表者名	理事長 北村 勲
電話番号	075-441-4752

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人葵会 葵会北診療所
指定番号	2610105344
所在地	京都市北区紫竹北大門町56番地
電話番号	075-495-6637

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人葵会が開設する葵会北診療所が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションサービスを提供する。
運営の方針	訪問リハビリテーションの従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、作業療法、その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

4 ご利用の職員体制

事業者の職種	ご利用事業所の従業員数・勤務体制
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	理学療法士1名、作業療法士2名、言語聴覚士1名 昼勤 (午前8時45分～午後4時45分)

5 営業区域

営業区域	京都市の北区・上京区の全域
------	---------------

6 営業日

営業日	毎週月曜日～金曜日 祝日・12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前9時30分～午後4時10分

*事業所のやむをえない都合や担当者の病気等により、サービスの提供曜日を振り替えるか、もしくは曜日を限定させていただくことがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得るようになります。

7 利用料

基準単位数 1 単位の地域単価 加算	302 単位 (介護・予防とも同じ) 介護報酬単価地域区分 5 級地 1 単位 10.55 円 サービス提供体制加算 6 単位/回 短期集中個別リハビリテーション実施加算 200 単位 リハビリテーションマネジメント加算 (I) 60 単位 リハビリテーションマネジメント加算 (II) 150 単位 社会参加支援加算 (2016 年度以降対象) 17 単位
--------------------------	---

8 苦情申立窓口

9 緊急時の対応方法

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
医療法人 葵会	平日 9 時～17 時	電話 075-495-6637
葵会北診療所	土曜 9 時～12 時	電話 075-432-1366
京都市北区役所 福祉介護課	平日 9 時～17 時	電話 075-441-5106
京都市上京区役所 福祉介護課	平日 9 時～17 時	電話 075-441-4056

利用者の主治医又は事業者及び事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡します。

氏名	
利用者の主治医	所属医療機関の名称 所在地 電話番号
事業者	医療機関の名称 医療法人 葵会 葵会北診療所 075-495-6637
協力医療機関	医療機関の名称 京都民医連中央病院 075-822-2777 京都鞍馬口医療センター 075-441-6101

年 月 日、本重要事項説明書の説明は、医療法人葬会葵会北診療所訪問リハビリ
スタッフの

_____が説明させていただきました。

年 月 日

上記の内容の説明を受け、同意いたします。なお、利用料に関して、保険外その他の利用料に
ついても説明を受け同意をします。

また、サービス担当者会議等において、他の事業者との連携を図る必要がある場合などの正当
な理由がある場合には、その範囲内において利用者または利用者のご家族等の個人情報を用いる
ことに同意します。

【利用者・説明を受けた方】

<氏 名> _____ ④

【御家族・代理人若しくは成年後見人・説明を受けた方】

<氏 名> _____ ④ 続柄 (_____)

以 上